

託麻弓削遺跡群第2次調査区(2区)埋蔵文化財発掘調査業務に関する質問と回答

令和7年(2025年)6月13日に受けた質問について、次のとおり回答いたします。

質問1

管理技士は、主任調査員もしくは調査員と兼任可能か。

回答1

主任調査員と管理技師(管理技士)の兼務は可能です。

質問2

現場施設(調査事務所・作業員詰め所・倉庫・トイレなど)は調査対象地内に設置するの
か。

回答2

委託者(熊本市)が、発掘調査中に提供できる現場施設等及び駐車場(特記仕様書第4章
第10条「営繕用地」とする)の範囲は、「別紙1 調査対象地」に記載している本件委託業
務の発掘調査対象地内(2区)に限られます。

受託者が本件委託業務費用の範囲内において民間用地を借り上げ、発掘調査対象地外に現
場施設を設置することは可能です。

ただし、トイレの設置場所については、発掘調査対象地内に限ります。

質問3

表土剥ぎ・包含層掘削・遺構検出・遺構掘削などの廃土の置き場所は調査対象地内か。調
査対象地外か。

回答3

表土及び人力掘削土等の廃土置き場は、「別紙1 調査対象地」に記載している本件委託業
務の発掘調査対象地内(2区)を想定しています。

ただし、受託者が本件委託業務費用の範囲内において民間用地を借り上げ、発掘調査対象
地外に仮置き場を設けることは可能です。